

Client Alert

28 February 2024

Table of Contents

- 1. 人工知能仲裁アシスタント による初の紛争解決の報告
- 2. 中国裁判所が外国関連訴訟 に関する新たな措置を導入
- 3. 香港裁判所が完全バーチャル 仲裁による強制執行命令の無 効主張を却下
- 4. シンガポール裁判所が仲裁廷 審議の開示命令を拒否

国際仲裁アップデート No. 16

日本企業に対する国際仲裁に関するアップデート

今回のクライアントアラートでは、中国における人口知能の仲裁アシスタント及び外国関連訴訟における裁判管轄の拡大、香港におけるバーチャル仲裁の強制執行の支持、シンガポールにおける仲裁廷審議の開示命令申立ての拒否の4つのトピックを紹介する。

1. 人工知能仲裁アシスタントによる初の紛争解決の報告

近年、人工知能(「AI」)をはじめとする、紛争解決の効率化と改善の手助けとしての技術利用について、多くの議論がなされてきた。

紛争解決における AI の潜在的の用途の中には、予測分析、文書レビュー、証拠分析、さらには紛争の裁定(いわゆる「AI 仲裁人」を含む)などがある。

広州仲裁委員会(「GZAC」)が作成した AI 仲裁アシスタントは、中国の二 当事者間における商事紛争を解決したと報じられた。AI アシスタントは、 「本日の審理は終了しました。私は現在審理データを分析しており、決定意 見は5分後に仲裁廷にメールで送られます。」と述べたとされている。

いくつかの機関が AI の意思決定者を通じて紛争を解決する可能性を議論し、取り組んできたが、GZAC はオンライン仲裁を早くから推進し、2015 年には最初のオンライン仲裁規則を発表した。

GZAC の AI アシスタントである「Zhong Xiaomen」は、手続業務、多言語翻訳、証拠の認識を遂行し、見解や陳述を入力することで、紛争解決を手助けするとされている。

AI の意思決定者としての利用は、おそらく主に倫理的・法的配慮から、これまでかなり理論的なものにとどまっていたが、今回の決定は紛争解決におけるパラダイムシフトの始まりの可能性を示すものだろう。

2. 中国裁判所が外国関連訴訟に関する新たな措置を導入

2024年1月1日以降、中国裁判所は中国と「相応な関係」のある事案について、管轄権を行使することが認められる。

新民事訴訟法では、30 年間ぶりに大幅な改正が加えられ、主に外国関連の事 案が対象となる。

- 中国裁判所は、外国関連の民事及び商事訴訟においてより広い管轄権を 有することとなる。
- 中国裁判所の訴訟の被告は、中国裁判所の管轄権に異議を申し立てることができる。
- 並行訴訟に関する新規則は、中国裁判所は一定の場合に、紛争が既に他の場所で提起されている場合であっても、管轄権を行使することができると定めている。



- 中国に出張中の企業の法定代理人への送達を認めるなど、外国人被告へ の送達は、より容易になる。
- 排他的管轄合意の支持や海外での証拠収集など、手続に関わる多くの分野が改正された。
- 外国判決及び仲裁判断の承認と執行に関する規則が拡大された。

当該改正とは別に、一定の場合に外国に対する訴訟提起を認める新外国主権 免除法も2024年1月1日から施行されている。

新法の下では、商取引に関する外国に対する訴訟手続や中国内の外国資産に対する強制執行の範囲が大幅に拡大する。

仲裁に関連する事項としては、外国は、投資条約に基づき提起された手続を 含め、商業活動や投資紛争から生じた仲裁関連の裁判手続に関する訴えを免 れない。

適用範囲に関して、中央人民政府は、香港政府に対し、この新法に従うよう に指示している。

3. 香港裁判所が完全バーチャル仲裁による強制執行命令の無効主張を却下

コロナウイルスの世界的流行の間及びそれ以降、いわゆる「バーチャル仲裁」 が顕著かつ急激に増加している。簡潔に言えば、バーチャル仲裁には、手続 中に実際に立ち会って参加する審理は開催されず、すなわちバーチャル会議 プラットフォーム等を用いて遠隔で審理を開催するということである。

Sky Power Construction Engineering Ltd v. Iraero Airlines JSC 事件において、香港第一審裁判所は、完全なバーチャル仲裁(LCIA ルールに基づきロンドンで行われた)であることは、強制執行命令を無効とする理由としては認められないと判示した。

この事件では、当事者は当初、ほとんどの参加者が直接出席し、他の者は遠隔で参加するという「セミ・バーチャル」審理に合意していた。その後、申請者は唯一の事実証言者が出張できないため、完全バーチャル審理を提案したが、被申立人は異議を申し出た。

仲裁人は完全バーチャル審理を許可し、申請者に有利な仲裁判断が下された。 その後、香港で仲裁判断を執行する許可が与えられた。

執行命令を無効とするための期間延長を被申立人に認めなかったことにつき、 裁判所は次のように述べた。

- 遠隔審理は一般的なものである。
- 仲裁人は訴訟管理権限について大幅な裁量を有していた。
- 裁判所が、仲裁人の裁量的な案件管理権限の行使に疑問を呈したり干渉 したりするものではない。
- いかなる不都合も両当事者が被ったものであり、仲裁人が公正かつ公平 な行動をとっていないと主張する根拠はなかった。
- 裁判所は、審理が完全にバーチャルベースで行なわれなかった場合には 仲裁の結果が異なっていたとは考えられず、国際仲裁手続に事実上、不 公平や偏見は見出し得なかった。

本アラートに関する お問い合わせ先



武藤 佳昭 パートナー 03 6271 9451 voshiaki.muto@bakermckenzie.com



吉田 武史 パートナー 03 6271 9723 takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



ドミニク・シャーマン カウンセル 03 6271 9496 <u>dominic.sharman@bakermckenzie.com</u>



河渡 天や アソシエイト 03 6271 9470 misuqi.kawabe@bakermckenzie.com

4. シンガポール裁判所が仲裁廷審議の開示命令を拒否

CZT v. CZ事件において、シンガポール国際商事裁判所は、仲裁廷の審議の秘密性の根底にある政策的理由を乗り越えるには、「非常に説得力のある論拠が必要」であると確認した。

シンガポールには仲裁人の審議の秘密を保護する明示的な法令の規定はない ものの、裁判所はそのような審議は、法律の暗黙の義務として守秘義務の対 象となると判示した。

裁判所は、仲裁人同士の率直な議論と、誤った判断取消しや異議申し立てを 生じ得る外部監視からの審議の保護のために、守秘義務は前提条件として必 要であると認めた。

仲裁人の審議内容の開示が命じられるのは、汚職疑惑が絡む事件などのごく 稀な場合にとどまる。

SICC の判断は仲裁における守秘義務の範囲を明確化する、歓迎すべき判断といえる。一方、裁判所は率直かつ建設的な意見交換を促進するために仲裁廷の審議の秘密を保持するという公共政策上の配慮を考慮しなければならない。

他方で、デュープロセスや司法利益、仲裁地としてのシンガポールの品位や 評判の維持という観点から、審議の秘密を守るべきだという正当な主張も存 在する。

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。